

## 「管理不全空き家」制度の改正法が12月施行へ！

「**管理不全空き家**」制度を盛り込んだ「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正法（6月に公布）が、いよいよ12月に施行される見通しです。

### 改正の背景

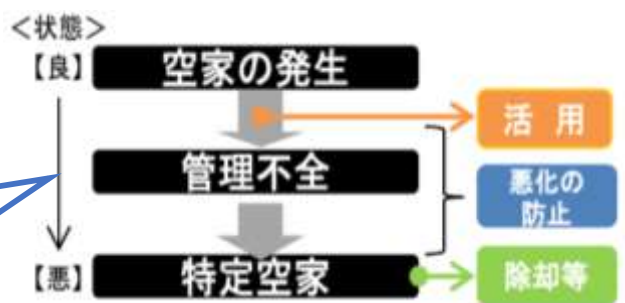
●居住目的のない空き家がこの20年で1.9倍に、今後も増加の見通し  
1998年182万戸→2018年349万戸→2030年約470万戸に

●現行法は「**特定空き家**」への対策が中心になっているため、既に手遅れで解体するしかないような状況であることが多く、結果的に解体費用がかさんでしまうという問題あり  
（特定空き家への対応の限界）



### 管理不全空き家制度の新設

今回「放置すれば**特定空き家**になる恐れがある空き家」として「**管理不全空き家**」を新設。自治体が介入し手遅れになる前に管理・活用をすすめる方針



### 管理不全空き家に指定されると大幅増税に

指定された管理不全空き家に対し市町村長から指導・勧告がされます。勧告を受けた管理不全空き家は固定資産税の住宅用地特例が解除され、**固定資産税等が約4倍**に増えます。

### 最後に

国土交通省は、「市町村長の取り組みにより管理や除却等された管理不全空き家及び特定空き家数を今後**5年間で15万物件**」と目標設定しています。かなりの物件が「管理不全空き家」として指定される可能性があります。平成26年空き家実態調査によると空き家にしておく理由の第1位は「物置として必要」でしたが、固定資産税が4倍に上がるとその理由は成り立ちません。管理不全空き家にならないよう今から、対策を取っておきましょう。